

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年8月13日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：民間連携事業部  
案件名：ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年9月中旬～2014年8月下旬

2 参加要件

海外における複合型工業団地開発に係るビジネスプラン作成及び事業性分析の経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月19日から2013年8月21日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月19日から2013年8月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月29日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 9月上旬

(5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

ミャンマーは長年、国際的な孤立により経済発展が制約されてきたが、2011年3月のテイン・セイン政権発足後、民主化・市場経済化に向けて急速な進展を見せている。ミャンマー政府は、当国の経済成長を通じた国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資の誘致を重視しており、特にティラワ、ダウェイ、チャオピュー等の経済特別区（以下「SEZ」）開発による外国企業誘致促進を方針として掲げている。ミャンマー政府は経済発展を実現する上で海外直接投資の誘致を重視しており、新政権発足後徐々に関連の法制度等の改訂準備を行ってきている。外国企業誘致に関する外国投資法については国会審議を経て2012年11月に成立し、ミャンマー特別経済地域（SEZ）法についても2013年7月中旬に改正法案が下院で可決された。

ティラワSEZは、ヤンゴン市に隣接し、タンリントウンシップ及びチャウタウンシップにまたがる開発予定面積約2,400haの区域であり、豊富な労働力、既存の産業集積、港湾施設へのアクセスが利点である。SEZ建設予定地は、外周に沿って舗装道路が南北東西に整備されつつある。しかし、SEZの内側は湿地や水田・畑地のまま残されており、企業進出を促進するためには、給水施設等SEZ内や周辺部のさらなるインフラ整備等が急務となっている。

ティラワSEZ（約2,400ha）のうち、早期開発区域（約400ha）については、日本政府は、2013年3月の第一回経済協力インフラ戦略会議において、日ミャンマー共同事業体に対しては環境社会面への配慮等が適切に行われることを前提に、JICAの海外投融資制度による出資の活用を検討する旨の方針を決定している。同区域については、両国の民間事業者が開発を主導し、共同事業体設立に向けた準備等が進められている。

一方、残りの2000haについては、現状必要な調査が行われておらず、ミャンマー政府からJICAに対し調査の要請がなされた。同要請等を踏まえ、2000ha区域の開発に係る事業性の確認や、環境影響調査作成支援等を行うための調査を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ミャンマー ヤンゴン、ネピドー

(2) 相手国関係機関

国家計画経済開発省、SEZ管理委員会

(3) 業務内容

現状調査（含む、既往調査／計画レビュー）

(イ) 既往計画や関連調査レビュー

(ロ) 現況確認／ボトルネック確認

事業サイトのポテンシャル分析

(イ) 経済状況分析（マクロ、ミクロ）

(ロ) 誘致候補産業検討

(ハ) 潜在需要調査

(二) 土地利用の方向性検討、他

- ( ) 上記 (イ) ~ (ロ) については、いずれもデータ等を基に合理的に分析、検討を行う。とりわけ (ロ) については机上調査に加え周到にヒアリングを行い、(ハ) については、複数の類似事例との比較等を行い、合理性の高い分析を行うこと。

開発基本計画の策定

(イ) 土地利用基本計画 (含む代替案)

- ・用途、区割り、他

(ハ) インフラ/土地造成基本計画

- ・道路、輸送機関、上下水、電力、通信、排水、廃棄物処理、防災、エネルギー (ガス) 他

- ( ) 開発基本計画の策定にあたっては、の事業ポテンシャル分析結果を合理的に反映させ、大規模な複合的工業団地建設であることを踏まえ都市開発的な見地を織り込み、さらに類似事例等を参照しつつ、大規模な複合型工業団地の建設・運営・管理に特有なイシューを十分に勘案すること。

ビジネスプランの策定

(イ) 事業ストラクチャー

(ロ) 事業スケジュール (フェージング)

(ハ) 事業費積算

(二) 資金調達計画

(ホ) 経済・財務分析

- ・キャッシュフロー分析

- ・IRR分析

- ・感応度分析、他

(ヘ) リスク分析

(ト) その他 (官と民の役割分担等)、他

環境社会配慮

(イ) 環境アセスメント報告書作成に係る支援

(ロ) 住民移転計画策定に係る支援

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年9月中旬)  
(2) インテリム・レポート (2014年1月下旬)  
(3) インテリム・レポート2 (2014年4月中旬)  
(4) ドラフト・ファイナルレポート (2014年6月下旬)  
(5) ファイナルレポート (2014年7月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括 (ビジネスプラン策定) (評価対象予定者)  
イ 誘致産業計画 (評価対象予定者)  
ウ 経済・財務分析 (評価対象予定者)  
エ 工業団地開発・運営  
オ 土地利用計画  
カ 複合都市開発  
キ インフラ整備  
ク 環境配慮  
ケ 社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定です。  
・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。